# 令和2年度

指導監査等結果報告書

令和3年6月 子ども・福祉部

# 目 次

		ページ
1	令和2年度の福祉監査課の取組	1
2	社会福祉法人および社会福祉施設	3
3	介護保険サービス事業所	9
4	障害福祉サービス事業所	1 3
5	行政監査	1 7
6	公益法人等立入検査	1 8

### 1 令和2年度の福祉監査課の取組

社会福祉法人や介護保険・障害福祉サービス提供事業者等に対して行っている本県の監査・指導については、現地での実地による監査を中心としており、毎年度多くの指摘を行い、利用者が安心できるよう改善を求めています。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、福祉監査の基本である対面・現地監査が困難な状況となったため、「新たな日常」に対応した監査・指導の指針である「新しい福祉監査のカタチ」を検討し、情報発信の促進(「社会福祉法人等の取組事例集」の発信、効率・効果的な手法へのチャレンジ(オンライン監査、動画配信等)、選択と集中等「5つの柱」に基づき、監査・指導を実施しました。

### (1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

### ア 社会福祉法人指導監査

社会福祉法人の指導監査は、法定受託事務であることから、厚生労働省の通知に基づき、当初は現地での法人監査の実施を見合せていましたが、施設内への立ち入りは行わず、最寄りの県庁舎で面談を行うなど、感染防止対策を十分考慮し対象先を限定したうえで実施しました。

#### イ 社会福祉施設指導監査

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、実地(現地確認)の監査 指導は行わないものとし、監査資料の提出をもって行う書面審査とWeb会議 システムを活用したオンライン監査を組み合わせて指導監査を実施しました。

# ウ 県市連絡会議・法人幹部職員

市に権限移譲された社会福祉法人認可事務等の円滑化、指導監査時における 指導事項の平準化を図るため、Web会議システムを活用して県・市連絡会議 を開催しました。

なお、例年、社会福祉法人役員および幹部職員研修会を市と合同で開催していましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況をふまえ、集合しての会場開催に代えて研修資料を三重県福祉監査課のホームページに掲載して周知を図りました。

# (2) 介護保険サービス事業所および障害福祉サービス事業所の指導

### ア 集団指導

令和2年6月に県内3会場で開催予定であった集団指導を中止したことに 伴い、代替措置としてインターネット上での動画配信を行いました。

配信期間は令和2年6月から同年9月までとし、閲覧した事業所が報告書等を提出することで集団指導への参加としました。

# イ 実地指導

通常の事業所で行う実地指導に加えて、「感染防止対策型実地指導」として、 Web会議システムを活用したオンライン実地指導を行いました。

なお、インターネット環境等によりWeb会議システムの利用が困難な事業所に対しては、最寄りの県庁舎にて感染防止対策を行ったうえで面談を行ったうえで実地指導を実施しました。

# 2 社会福祉法人および社会福祉施設

# (1) 社会福祉法人および社会福祉施設の指導監査

「令和2年度指導監査実施方針」の重点事項を中心に、指導監査を実施し、改善を図りました。

(令和2年度指導監査実施方針の重点事項)

- ① 適正な法人運営の確保
- ② 会計処理の適正化
- ③ 施設運営の適正化
- ④ 適切な利用者援助の確保
- ⑤ 安全対策の確保

# (2) 実施状況

指導監査の実施状況は、次のとおりです。

### ① 社会福祉法人

(令和3年3月31日現在)

対 象 数	実 施 数
1 0 4	4

(注) 対象数は、令和元年度当初の三重県所轄法人数です。

# ② 社会福祉施設

(令和3年3月31日現在)

区分	対 象 数	実 施 数
生活保護施設	3	0
婦人保護施設	1	О
児童福祉施設	461	4 4 9
	(うち保育所367、認定こども園64)	(うち保育所365、認定こども園61)
老人福祉施設等	479	1 3 0
障害者支援施設	3 9	1 8
計	983	5 9 7

(注) 対象数は、令和2年度当初の施設数で、休止等の施設数は除きます。

### (3) 指摘状況

指導監査による改善指摘状況は、次のとおりです。

### ① 社会福祉法人関係

指導監査を実施した4法人のうち、4法人に対し、25件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

### ア 法人運営に関するもの

18件(72.0%)

- ・役員等(評議員、理事、監事)の選任が適切に行われていない。
- ・理事会の記録の作成、保存が適切に行われていない。
- ・役員等の報酬等が法令に定めるところにより支給されていない。

# イ 事業に関するもの

0件(0.0%)

### ウ 管理に関するもの

7件(28.0%)

- ・不動産の借用が適正な手続きで行われていない。
- ・経理規程が正しく制定されていない。
- ・計算書類及び附属明細書等が適正に作成されていない。
- ・契約等が適正に行われていない。

# ② 社会福祉施設関係

指導監査を実施した597施設のうち、309施設に639件の指摘を行いました。内容は次のとおりです。

# ア 適切な入所者処遇の確保に関するもの 189件(29.6%)

- ・定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策が適切に行われていない。
- ・苦情を受け付けるための窓口を設置していないなど苦情解決に適切に対応していない。
- ・事故発生の防止及び発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない。

### イ 施設運営の適正な実施の確保に関するもの 450件(70.4%)

- ・管理規定等必要な規程が適切に整備されていない。
- ・労働基準法等関係法規の遵守が不十分である。
- ・職員への健康診断等健康管理が、適切に実施されていない。
- ・防災対策が適切に行われていない。

# 表 1 社会福祉法人の指摘項目および件数 (令和 3 年 3 月 3 1 日現在)

社会福祉法人	指摘項目	指摘件数
	I 法人運営	1 8 (72.0%)
実施	1 定款	0
4法人	2内部管理体制	O
	3 評議員・評議員会	7
指摘	4理事	3
4法人	5 監事	6
	6 理事会	1
	7 会計監査人	0
	8 役員等の報酬	1
	Ⅱ事業	0 (0.0%)
	1事業一般	О
	2 社会福祉事業	0
	3 公益事業	0
	4 収益事業	0
	Ⅲ 管 理	7 (28.0%)
	1 人事管理	0
	2 資産管理	1
	3 会計管理	4
	4その他	2
計		2 5 (100.0%)

# 表2 社会福祉施設の指摘項目および件数 (令和3年3月31日現在)

指摘項目	適切な利用者支援の確保		施設運営の 適正な実施の確保				
	利用者支	生活環境	自立への	運営管理	職員の確	防災対策	計
社会	援の充実	等の確保	支援援助	体制の確	保、処遇	への取組	
福祉施設			その他	立	充実	その他	
生活保護施設	0	0	0	0	0	0	0
婦人保護施設	0	0	0	0	0	0	0
児童福祉施設	171	7	0	8 0	2 2 7	5 1	5 3 6
老人福祉施設等	9	1	0	4 2	2 2	2 2	9 6
障害者支援施設	1	0	0	1	3	2	7
計	181	8	0	1 2 3	2 5 2	7 5	6 3 9
実施597施設	(28.3%)	(1.3%)	(0%)	(19.2%)	(39.4%)	(11.7%)	
指摘309施設	1 8	8 9 (29.6	%)	4 5	5 0 (70.4	%)	

- (注) 1 児童福祉施設とは、乳児院、母子生活支援施設、保育所、認定こども園、児童養護 施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設です。
  - 2 老人福祉施設等とは、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、無 料低額介護老人保健施設です。
  - 3 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

### (4)確認監査

指導監査において指摘した不適切事項については継続的な指導を行い、法人 に自主的な改善を求めています。

なお、令和2年度は対象となる法人はありませんでした。

# (5)特別監査

法人運営等に重大な問題を有する法人や施設に随時特別監査を実施しています。

令和3年1月、社会福祉法人が運営する児童養護施設において、会計を担当していた職員による横領事件が発覚したため、特別監査を実施したところ、適正を欠く法人運営が認められました。法人運営における内部けん制や会計処理の適正化、被害への対応等について、指導及び改善報告を求めたところ、一定の改善が認められました。

### (6) 勧告・公表

法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く。)をとるべき旨を勧告し、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができます。

なお、令和2年度は対象となる法人はありませんでした。

### (7) 行政処分等

勧告を受けた社会福祉法人が、正当な理由がないのに当該勧告に係る措置を とらなかったときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて当該勧告に係る 措置をとるべき旨を命じ、当該命令に従わないときは、期間を定めて業務の全 部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告し、法令、法令に基づい てする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督 の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに一年以上にわ たってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。

なお、令和2年度は対象となる法人はありませんでした。

# (8) 市との連携について

市に権限移譲された社会福祉法人認可事務等が円滑に進むよう支援するとともに、指導監査時における指導事項の平準化を図るため、県・市連絡会議を開催しました。

なお、例年、社会福祉法人役員および幹部職員研修会を市と合同で開催する 予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況をふまえ、集合し ての会場開催に変えて研修資料を三重県福祉監査課のホームページに掲載しま した。

○令和2年度は、新型コロナ感染症の感染防止のため、Web会議システムを活用して、県・市連絡会議を開催しました。

会議名	開催日	出席
第1回県·市連絡会議	令和2年8月7日	県、13市
第2回県・市連絡会議	令和2年10月19日	県、12市
第3回県·市連絡会議	令和3年1月18日	県、12市
第4回県・市連絡会議	令和3年3月18日	県、13市

# (参考)

# 所轄庁ごとの社会福祉法人数および社会福祉施設数

所轄庁	所轄社会福祉 法人数	所轄社会福祉 施設数
津市	4 1	<u> </u>
四日市市	3 2	_
伊勢市	2 3	_
松阪市	2 6	_
桑名市	1 8	_
鈴鹿市	3 0	_
名張市	8	_
尾鷲市	2	_
亀山市	9	_
鳥羽市	3	_
熊野市	5	_
いなべ市	8	_
志摩市	3	_
伊賀市	9	_
三重県	1 0 4	> 983
愛知県	1	_
岐阜県	1	_
奈良県	2	_
和歌山県	1	_
国	1	
計	3 2 7	

- (注) 1 対象社会福祉法人数は、令和2年度末現在
  - 2 対象社会福祉施設数は、令和2年度末現在
  - 3 国・他県・市の所轄となる社会福祉法人が運営する社会福祉施設 983施設の指導監査は、三重県が実施します。

### 3 介護保険サービス事業所

### (1) 介護保険サービス事業所の指導および監査

「令和2年度介護保険サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、介護保険施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切な介護保険サービスの提供や介護給付費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施したほか、インターネット上での集団指導(動画配信)を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

(令和2年度指導・監査実施方針の重点項目)

- ① 法令遵守の状況について(人員・運営基準等に基づき運営され、適正な介護報酬の請求が行われているか等)
- ② 虐待行為の状況について (職員が利用者に対し身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか)
- ③ 感染症等対策について(衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防 止

のための適切な措置が講じられているか)

- ④ サービスの質の確保・向上について(個々の計画に沿ったサービス提供、 身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に 行われているか等)
- ⑤ 危機管理への取組について(火災、地震、風水害発生時における防災対策および侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、感染症の発生およびまん延の防止対策等が適切に行われているか等)
- ⑥ 高齢者向け住宅を設置する法人が運営する居宅サービス事業所等の運営状況について(住宅におけるサービスと介護サービスが混同して行われ、虚偽のサービス提供記録等により報酬を不正に請求していないか等)

#### (2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

対象3,275介護施設・事業所のうち、通常型実地指導を3介護施設・事業所、感染防止対策型実地指導を76介護施設・事業所、随時監査を1事業所に実施しました。

また、集団指導(動画配信)を2,807介護施設・事業所に対して実施し、 法制度の周知を図りました。

# 表3 指導等の実施状況

		<b>在口形关</b>	実地指導実施数		
区分	対象数	集団指導 実施数	通常型	感染防止 対策型	
(介護給付サービス事業)					
訪問介護事業所	5 7 5	5 0 9	3	4 4	
訪問入浴介護事業所	2 7	2 1	0	0	
訪問看護事業所	183	1 5 4	0	0	
訪問リハビリテーション事業所	2 1	2 1	0	0	
通所介護事業所	478	4 6 6	0	2 3	
通所リハビリテーション事業所	1 2 9	1 0 9	0	0	
短期入所生活介護事業所	2 1 6	1 9 4	0	0	
短期入所療養介護事業所	8 7	7 3	0	0	
特定施設入居者生活介護事業所	5 8	5 1	0	5	
福祉用具貸与事業所	1 4 5	9 4	0	0	
特定福祉用具販売事業所	1 4 2	9 4	0	0	
介護老人福祉施設	162	1 5 6	0	0	
介護老人保健施設	7 7	7 2	0	0	
介護療養型医療施設	8	5	0	0	
介護医療院	3	3	0	0	
小計	2, 311	2, 022	3	7 2	
(予防給付サービス事業)					
訪問入浴介護事業所	2 5	2 1	0	0	
訪問看護事業所	169	1 4 7	0	0	
訪問リハビリテーション事業所	2 0	2 0	0	0	
通所リハビリテーション事業所	1 2 8	109	0	0	
短期入所生活介護事業所	2 0 1	179	0	0	
短期入所療養介護事業所	8 5	7 1	0	0	
特定施設入居者生活介護事業所	5 0	5 0	0	4	
福祉用具貸与事業所	1 4 4	9 4	0	0	
特定福祉用具販売事業所	1 4 2	9 4	0	0	
小計	964	7 8 5	0	4	
計	3, 275	2, 807	3	7 6	

(注) 「対象数」は、令和2年度当初の指定事業所数(事業実績のある「みなし事業所」を 含む)です。

### (3) 実地指導結果

### ① 介護給付サービス事業分

実地指導を実施した79介護施設・事業所のうち、60介護施設・事業所に130件の改善指導等を行いました。主な内容は次のとおりです。

### ア 人員基準に関するもの

4件(3.1%)

- ・訪問介護員の配置が適切でない。
- ・管理者等でもある役員の勤怠管理が行われていない

# イ 運営基準に関するもの

123件(94.6%)

- ・自ら提供するサービスの質の評価が行われていない。
- ・職員の健康状態の管理が十分行われていない。
- ・職員の資質向上のための研修の機会が確保されていない。
- ・地震等非常災害発生時の安全確保のために必要な行動手順等を定めた具体 的な計画が作成されていない。
- ・秘密保持について、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り 得た利用者等の秘密を漏らすことのないよう、誓約書を徴する等の必要な 措置が講じられていない。

# ウ 介護給付費の算定に関するもの

3件(2.3%)

・介護職員処遇改善加算に係る改善計画書の内容について、全ての介護職員 に対し、適切に説明していない。

### ② 予防給付サービス事業分

4介護事業所に指導を実施しましたが、改善指導等の対象となる案件はありませんでした。

なお、令和2年度実地指導における、介護報酬の過誤調整(自主返還)による返還決定額は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額 (円)
2	243,619

(注) 令和3年4月末までに確定した金額です。

# 表 4 介護給付サービス事業に係る指摘件数 (実地指導分)

(令和3年3月31日現在)

指摘項目 指定施設·事業所	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
訪問介護事業所	4	8 3	2	0	8 9
通所介護事業所	0	3 6	1	0	3 7
特定施設入居者生活介護事業所	0	4	0	_	4
計					
実施75施設・事業所 )	4	1 2 3	3	0	1 3 0
指摘60施設・事業所	(3.1%)	(94.6%)	(2.3%)	(0.0%)	(100.0%)

# 表 5 予防給付サービス事業に係る指摘件数 (実地指導分)

(令和3年3月31日現在)

			· · · · ·	1 0 / 1 0 2 1	/ - ! - /
指摘項目 指定施設·事業所	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費の 算定	その他	計
特定施設入居者生活介護事業所	0	0	0		0
計	0	0	0	_	0
[ 実施4施設・事業所 指摘0施設・事業所 ]					

# (4) 監査結果

事業運営に不正等が疑われた1事業者の1介護事業所に監査を実施し、継続して調査しています。また、令和2年度から継続して調査を行っていた1事業所の1介護事業所については、行政処分を相当とする事案は認められませんでした。

# 4 障害福祉サービス事業所

### (1) 障害福祉サービス事業所の実地指導および監査

「令和2年度障害福祉サービス事業者等指導・監査実施方針」において重点項目を定め、障害福祉サービス施設・事業所の実地指導を実施するとともに、不適切なサービスの提供や支援費請求の事務処理に誤りがあった施設・事業所に対しては指導を行い、その改善を図りました。

また、事業運営等について不正が疑われる事業所に対しては随時監査を実施したほか、インターネット上での動画配信により集団指導(講習会)を実施し、法令遵守等に関する指導を行いました。

(令和2年度指導・監査実施方針の重点項目)

- ① 法令遵守の状況について(人員・運営基準等に基づき運営され、適正な報酬の請求が行われているか等)
- ② 虐待行為の状況について (職員が利用者に対し身体的・心理的虐待等を行っていないか、研修等の虐待防止の取組が行われているか等)
- ③ 感染症等対策について(衛生管理の徹底と感染症の発生及びまん延の防止のための適切な措置が講じられているか)
- ④ サービスの質の確保・向上について(個々の計画に沿ったサービス提供、 身体拘束の原則禁止、利用者等への説明責任、苦情への対応等が適切に行 われているか等)
- ⑤ 危機管理への取組について(火災、地震、風水害発生時における防災対策 および侵入者等に対する防犯対策が確保されているか、感染症の発生およ びまん延の防止対策等が適切に行われているか等)
- ⑥ 就労継続支援A型事業所の運営状況について(利用者に支払う賃金が自立 支援給付費から支払われていないか等)
- ⑦ 放課後等デイサービス事業所の運営状況について (「放課後等デイサービ スガイドライン」が遵守されているか等)
- ® 就労系サービスの経理処理の状況について(経理区分が会計基準に則り適切に処理されているか)

### (2) 実施状況

指導および監査の実施状況は、次表のとおりです。

1,811指定施設・事業所のうち、通常型実地指導を5施設・事業所、感染 防止対策型実地指導を92施設・事業所、随時監査を1事業所実施しました。

また、集団指導(動画配信)を1,518施設・事業所に対して実施し、法制度の周知を図りました。

# 表 6 指導等の実施状況

夜り 拍导寺の天旭仏沈	( 13 41	13年3月3			
		実地指:			
区分	対象数	集団指導 実施数	通常型	感染防止 対策型	
居宅介護事業所	288	2 2 7	1	2 6	
重度訪問介護事業所	2 1 1	1 3 2	1	1 9	
同行援護事業所	8 1	6 2	0	3	
行動援護事業所	1 6	1 4	0	1	
療養介護事業所	6	6	0	0	
生活介護事業所	1 5 1	1 3 8	0	0	
短期入所事業所	100	8 1	0	0	
重度障害者等包括支援事業所	0	0	0	0	
自立訓練(機能訓練)事業所	1	1	0	0	
自立訓練(生活訓練)事業所	1 5	1 5	0	0	
就労移行支援事業所	3 9	3 2	0	0	
就労継続支援(A型)事業所	7 9	6 5	0	4	
就労継続支援(B型)事業所	2 3 8	206	1	8	
就労定着支援事業所	1 2	1 0	0	0	
障害者支援施設	3 9	3 9	0	0	
共同生活援助事業所 (包括型)	103	9 2	2	0	
共同生活援助事業所(外部型)	8	8	0	0	
共同生活援助事業所 (日中型)	1	1	0	0	
自立生活援助事業所	0	0	0	0	
地域移行支援事業所	2 6	2 6	0	0	
地域定着支援事業所	2 6	2 6	0	0	
児童発達支援事業所	1 2 3	108	0	1 2	
医療型児童発達支援事業所	0	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援事業所	4	3	0	0	
放課後等デイサービス事業所	2 2 2	207	0	1 9	
保育所等訪問支援事業所	1 3	1 0	0	0	
福祉型障害児入所施設	4	4	0	0	
医療型障害児入所施設	5	5	0	0	
計	1,811	1, 518	5	9 2	

(注) 対象数は、令和2年度当初の指定事業所数です。

### (3) 実地指導結果

実地指導を実施した97施設・事業所のうち、67施設・事業所に169件の 改善指導等を行いました。

主な内容は次のとおりです。

### ① 人員に関する基準に関するもの

3件(1.8%)

- ・訪問介護員の配置が適切でない。
- ・管理者等でもある役員の勤怠管理が行われていない

# ② 運営に関する基準に関するもの

160件(94.7%)

- ・苦情相談窓口の表示が適切に行われていない。
- ・職員の健康状態の管理が十分行われていない。
- ・利用者の家族の個人情報を利用するにあたり、家族の同意がない。
- ・個別支援計画の作成に伴う一連の業務が適切に行われていない。
- ・非常災害対策について、地震、水害、火災等の対応マニュアルが整備されて いない。
- ・定期的に避難、消火その他必要な訓練が行われていない。
- ・秘密保持のための必要な措置を講じていない。

### ③ 給付費等の算定に関するもの

6件(3.6%)

- ・欠席時対応加算における対応状況の記録が十分でない。
- ・送迎加算について、利用人員に係る算定基準を満たしていない。

なお、令和2年度実地指導における、給付費等の過誤調整(自主返還)による返還決定額は、次のとおりです。

事業所数	返還決定額 (円)
3	371,600

(注) 令和3年4月末までに確定した金額です。

### 表7 障害福祉サービス事業に係る指摘件数(実地指導分)

(令和3年3月31日現在)

指摘項目 指定施設・事業所	人員基準 関係	運営基準 関係	給付費等 の算定	その他	計
居宅介護事業所	2	4 2	_		4 4
重度訪問介護事業所	1	1 4	_	l	1 5
同行援護事業所	_	7	_		7
就労継続支援(A型)事業所	_	1 1	_		1 1
就労継続支援(B型)事業所		1 6	2		1 8
共同生活援助	_	13	1		1 4
児童発達支援事業所	_	2 2	1		2 3
放課後等デイサービス事業所	1	3 5	2	1	3 7
計					
実施 97施設・事業所 )	3	160	6	0	169
└ 指摘 67施設・事業所 丿	(1.8%)	(94.7%)	(3.6%)	(0.0%)	(100.0%)

<sup>(</sup>注)小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

### (4) 監査結果

事業運営に不正等が疑われた2事業者の2居宅介護事業所および1事業者の 1共同生活援助事業所に監査を実施し、継続して調査しています。

また、令和2年度から継続して調査を行っていた1事業者の1居宅介護事業 所に対する監査の結果、行政処分が相当とされた事業所に対し、指導課により 行政処分が行われ、当該事業所に介護給付費の返還を求めました。

### 5 行政監査

# (1) 福祉事務所、市町等の監査

社会福祉法、児童福祉法および「平成2年度福祉行政指導監査実施方針」により、児童福祉行政について行政監査を実施し、改善を図りました。

# (2) 実施状況

(令和3年3月31日現在)

区分	対 象 数	実 施 数
県福祉事務所	4	0
児童相談所	5	0
市町福祉行政	2 9	2 9

### (3) 指摘事項

### ① 市町福祉行政

監査を実施した29市町のうち、21市町に52件の指摘を行いました。 内容は次のとおりです。

ア 児童福祉行政事務処理体制の状況

46件(88.5%)

イ 要保護児童等の把握

0件(0%)

ウ保育の実施事務処理状況

6件(11.5%)

エ 施設型給付費等の事務処理状況

0件(0%)

オ 入所施設措置費等の事務処理の状況

0件(0%)

# 表8 市町行政監査の指摘項目および件数

(令和3年3月31日現在)

指摘項目 市 町	事務処理体 制の状況	要保護児童 等の把握	保育の実施 事務処理	施設型給 付費等の 事務処理	入所施設措 置費等の事 務処理	計
児童福祉行政						
実施14市15町	4 6	0	6	0	О	5 2
(指摘9市12町)	(88.5%)	(0%)	(11.5%)	(0%)	(0%)	(100.0%)

(注) 小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100.0%にならない場合があります。

# 6 公益法人等立入検査

## (1) 公益法人の検査

子ども・福祉部が所管する公益法人のうち、1公益財団法人の検査を実施しま した。

# (2) 実施状況

(令和3年3月31日現在)

	(1) 10 = 1 = 24 = = 1 : 25 = = 2			
区 分	対象数	実施数		
公益法人*	5	1		
公益社団法人	1	0		
公益財団法人	4	1		

- (注)対象数は令和2年度当初の子ども・福祉部所管法人数です。
- ※ 新制度の公益社団法人および公益財団法人です。

#### (3) 指摘事項

検査を実施した1公益財団法人について、1件の指摘を行いました。

① 公益認定基準遵守および変更認定申請の状況 0件(0.0%)

- 該当なし
- ② 法人の組織および内部統治 (ガバナンス) の状況 1件 (100.0%)
  - ・常勤職員の労働条件通知書について、短時間労働者の雇用管理の改善等 に関する事項に係る相談窓口を明示すること。

③ 会計事務の状況

0件(0.0%)

該当なし

④ 定期報告書類および届出の状況

0件(0.0%)

該当なし